



# 第二期成年後見制度利用促進基本計画を踏まえたワーキング ・グループの設置等について(案)

令和4年5月18日

厚生労働省 社会・援護局 地域福祉課成年後見制度利用促進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

# ワーキング・グループ設置に関する基本的な考え方①

# ワーキング・グループの設置など第二期計画の工程管理方針(案)について

#### 【第二期計画における工程管理の考え方】

- 第二期計画では、工程管理に関して以下のとおりとされている。
  - ・ 各施策について、工程表に基づき推進するとともに、施策の性質に応じて設定したKPIの達成に向けて取り組む。
  - ・ 専門家会議は、進捗が特に重要な施策(Ⅱ1(2)の「総合的な権利擁護支援策の充実など)について、ワーキング・グループを 設置し、定期的に検討状況を検証する。
  - ・ 専門家会議は、第二期計画の中間年度である令和6年度に、中間検証として、各施策の進捗状況を踏まえ、個別の課題の整理・検 討を行う。

## 【ワーキング・グループで取り扱う検討項目】

- 第二期計画に記載された施策で「~検討する。」とされたもののうち、以下に該当するもの全てを対象とする(次頁を参照)。
  - ・ 第二期計画に<u>検討内容が明記された事項</u>について、令和6年度に実施する<u>中間検証までの短期間</u>で、その<u>検討状況を定期的に確認</u> する必要のあるもの。

# 〈ワーキング・グループの論点(案)>

- 1 総合的な権利擁護支援策の充実
  - 総合的な権利擁護支援策の検討に関すること(「持続可能な権利擁護支援モデル事業」の進捗等)
- 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等
  - ・ 適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関すること
- 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり
  - ・ 対応困難事案に関すること

### 【専門家会議本会議で取り扱う検討項目】

- ワーキング・グループで取り扱わない論点は、専門家会議本会議でフォローアップする。
  - 第二期計画期間の5か年を通じて検討が進められる「法改正事項」。
  - ・ 事項ごとにKPIを設定している「4優先して取り組む事項」。
  - ・ 「必要に応じて、~検討する。」とされたもの(その必要性に応じて、適宜状況等をフォローアップ)。

# 参考:ワーキング・グループ論点(案)に関する第二期計画の検討項目

## 1 総合的な権利擁護支援策の充実

#### 本文抜粋

- ・ 国は、公的な機関、民間事業者や当事者団体等の多様な主体による生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開されるよう、意思決 定支援等を確保しながら取組を拡げるための方策を検討する。(P9)
- ・ その際、身寄りのない人も含め、誰もが安心して生活支援等のサービスを利用することができるよう、運営の透明性や信頼性の確保の方策、地域連携ネットワーク等との連携の方策についても検討する。(P9)
- ・ 生活支援等のサービスの提供における意思決定支援等の確保の検討の際には、意思決定支援の取組の推進において市民後見人の果たしてきた役割が大きいこと、ピアサポートの支援が効果的であることに鑑み、市民後見人養成研修の修了者や障害のある当事者等の参画方策の検討を進める。加えて、これらの人が、必要に応じて専門職等の支援等を受けながら意思決定支援を行う方策を、市町村の関与のあり方も含めて検討する。(P9)
- ・ 上記の検討の際、意思決定支援の場面において、権利侵害や法的課題を発見した場合、専門職等が必要な支援を助言・実施すること、行政の関 4 与を求めること、専門職による法的支援や成年後見制度につなぐことなど、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策についても検討を進 める。(P9)
- 5 · (寄付等)各地域(例えば、都道府県単位)で、こうした取組が普及するよう、必要な方策を検討する。(P10)
- ・ サービス提供者がサービス利用者から直接寄付等を受けることは利益相反のおそれがあることから、本人が不利益を被らないようなしくみ、資金の適切な管理方法・効果的な活用方法等も検討する。(P10)
- ・ 国は、このような事案(支援困難事案)を受任する法人が都道府県等の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できるよう、法人の確保の方策等を含め検討する。(P10)

# 参考:ワーキング・グループ論点(案)に関する第二期計画の検討項目

### 2 尊厳のある本人らしい生活を継続するための成年後見制度の運用改善等

#### 本文抜粋

- ・ 国は、市民後見人養成研修修了者が、地域で行われている身寄りのない人等への生活支援等のサービス提供の際に行われる意思決定支援に参画 1 できる方策を検討する。(P12)
- ・ 国は、関係者における意思決定支援の取組状況や課題を踏まえ、必要に応じて、医療、福祉、介護等の幅広い関係者による支援が適切に実践される方策を検討する。(P12)
- 3 · 後見人等の適切な報酬の算定に向けた検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等については、併せて検討される必要がある。(P15)
- ・ 国は、上記の観点から、市町村の成年後見制度利用支援事業の取扱いの実態把握に努め、同事業を全国で適切に実施するために参考となる留意 4 点を示すなど、全国的に同事業が適切に実施される方策を早期に検討する。(P16)
- ・ (裁判所における)適切な報酬の算定に向けた検討と併せて、市町村が行う同事業に国が助成を行う地域支援事業及び地域生活支援事業についても、必要な見直しを含めた対応を早期に検討する。(P17)
- ・ 法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策を早期に検討 する。(P17)

### 3 権利擁護支援の地域連携ネットワークづくり

#### 本文抜粋

・ 国及び専門職団体は、このような(中核機関が関係者と認識を共有できない)事案に関して、市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携し 1 ながら対応できるようにするための方策を検討する。(P46)

# ワーキング・グループ設置に関する基本的な考え方②

# ワーキング・グループの設置(案)について

- ワーキング・グループは、各検討項目が「基本計画の変更に関するワーキング・グループ(以下、「前WG」という。)」での議論との関連性が深いことを踏まえ、第二期計画の検討・策定の枠組みをもとに、以下のとおり3つのワーキング・グループ(WG)設置する。
- 各WGの主査は、同様の趣旨から、前WGの主査を務めた委員を充てる。また、各WGの構成員は、委員の希望を勘案しつつ、各論点に 深い見識を持つ者とする(ただし、各委員は、構成員にならないWGについても、オブザーバーとして参加可能。)。
- なお、各WGの開催時期や回数は、主査の提案を受け、委員長の承諾を得た上で、決定する。

WG名	主査	論点と第二期計画に記載された主な検討事項
①総合的な権利擁護支援策 の検討WG ※前WG「福祉・行政と司法の 連携強化WG」	山野目委員	<ul> <li>総合的な権利擁護支援策の検討に関すること</li> <li>生活支援等のサービスが、本人の権利擁護支援として展開される方策(意思決定支援、運営の透明性や信頼性、地域連携ネットワーク等との連携の確保)</li> <li>権利侵害等を発見した場合において、司法による権利擁護支援を身近なものとする方策</li> <li>寄付等の活用方策</li> <li>支援困難事案を受任する法人が行政の適切な関与を受けつつ後見業務を実施できる方策</li> </ul>
②成年後見制度の 運用改善等に関するWG ※前WG「成年後見制度の運用 改善等に関するWG」	新井委員	<ul> <li>適切な報酬算定に向けた検討及び報酬助成の推進等に関すること</li> <li>○ 後見人等の適切な報酬の算定に向けた裁判所による自律的な検討と申立費用・報酬の助成制度の推進等</li> <li>○ 市町村の成年後見制度利用支援事業が全国的に適切に実施される方策</li> <li>○ 国の地域支援事業及び地域生活支援事業について、必要な見直しを含めた対応の検討</li> <li>○ 法律専門職を含めた後見人等が弁護士又は司法書士に民事裁判等手続を依頼した場合に適切に民事法律扶助制度が活用される方策の検討</li> </ul>
<ul><li>③地域連携</li><li>ネットワークWG</li><li>※前WG「地域連携ネットワークWG」</li></ul>	上山委員	対応困難事案に関すること <ul><li>(中核機関が関係者と認識を共有できない)事案に関して、市町村・中核機関が関係機関・関係団体と連携しながら対応できるようにするための方策</li></ul> <ul><li>5</li></ul>